

広島県教育委員会規則第五号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎邦明

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加え、同項第五号中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十五条第一項中「中学校長」の下に「、義務教育学校長」を加える。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第二条 学校教育法施行細則（昭和三十年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号及び第四号並びに第四条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第三条 広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「若しくは高等学校」を「、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校」に改める。

第十三条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 幼稚部 満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 二 小学部 小学校就学の始期に達した者

第十三条第三号中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加え、同条第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第五号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「若しくは中等教育学校」を削る。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第四条 広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

(広島県立歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正)

第五条 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則（昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号

) の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「大学」の下に「又はこれに準ずる学校」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の児童、当該小学校の児童、当該中学校若しくは当該高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者の引率者

第五条第二項第一号中「又は中学校の生徒」を「中学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同項第三号中「又は中学校」を「中学校」に改め、「生徒」の下に「又はこれらに準ずる者」を加える。

(広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正)

第六条 広島県立歴史博物館管理運営規則（平成元年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第六号中「大学」の下に「又はこれに準ずる学校」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の児童、当該小学校の児童、当該中学校若しくは当該高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者の引率者

第八条第二項第一号中「又は中学校の生徒」を「中学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同項第三号中「又は中学校」を「中学校」に改め、「生徒」の下に「又はこれらに準ずる者」を加える。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の児童、当該小学校の児童、当該中学校若しくは当該高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第七条 広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項義務教育指導課の項第一号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第八条 広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業した者」の下に「又は義務教育学校の前期課程を修了した者」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。